

随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名：一級河川 安治川（旧淀川）外 安治川水門外監視制御設備外補修工事

西大阪治水事務所が所管する水門は、高潮または津波発生時に水門の閉鎖を行い、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であることから、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、安治川水門、木津川水門、正蓮寺川水門、六軒家川水門、出来島水門が迅速かつ確実に稼動することを目的として、各水門の電気設備の補修工事を実施するものである。

当該設備には、当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、各水門の機能・構造に合わせた固有の設計が行われているほか、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社日立製作所から保守点検・維持管理・補修工事等メンテナンス部門を受け継いだ関西日立株式会社以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり、「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。